

令和 6 年第 4 回定例会
(予算特別委員会)
議案第 5 3 号資料

令和 6 年 1 月 12 日
企画財政部庁舎建設等担当

新庁舎・(仮称) 新福祉会館実施設計委託の履行期間変更の経緯について

新庁舎・(仮称) 新福祉会館実施設計委託の履行期間変更の経緯について、委託事業者から市長に下記のとおりお詫び等があったので報告する。

記

1 小金井市長へのお詫び

令和 6 年 1 月 12 日、委託事業者の担当取締役から小金井市長に履行期間内に業務終了しなかったことについてのお詫びがあった。

2 小金井市長宛の文書提出

令和 6 年 1 月 29 日、委託事業者から小金井市長宛に経過報告とお詫びに係る文書が提出された(別紙のとおり)。

小金井市長 白井亨様

2024年11月29日

小金井市新庁舎・(仮称) 新福社会館建設実施設計委託(再開分)
委託期間変更についての経過報告とお詫び

(株)豊田総合計画
代表取締役社長 鈴木 勝

小金井市新庁舎・(仮称) 新福社会館建設実施設計委託(再開分)、委託契約書 第25条(履行期間の変更方法等)に基づく協議により履行期間の延長をしていただき、ご迷惑とご心配をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

建築確認申請については、令和6年6月12日より民間審査機関日本ERIと協議を行い、ほとんどの協議は完了しておりましたが、令和6年7月31日付の盛土規制法の法改正による東京都条例の施行において規制区域が変更になり、確認済証交付のために、盛土規制法に基づく許可手続完了が必要となりました。

盛土規制法は、令和2年度の弊社による実施設計業務委託において、東京都との事前協議において手続きが不要とされており、今回の業務契約をいただいた令和5年10月の時点でも、計画地は盛土規制法の対象地域ではなく、その申請期間は業務期間に当初想定しておりませんでした。令和6年6月12日以降、継続的に審査機関との協議を進めておりましたが、令和6年9月13日に初めて盛土規制法に基づく協議が未済との指摘が審査機関からあり、本計画地が申請対象地域であることを確認しました。その後許可申請に必要な書類等の作成を行い、10月2日に市への説明と報告を行うとともに東京都多摩建築指導事務所に相談いたしました。そこで許可に必要な期間について、規制区域変更後はじめての事案であり、協議期間がある程度必要になることを示され、履行期限内での建築確認申請業務完了が困難なことが判明しました。

そのために、令和6年10月17日の履行期限を令和6年12月27日に延長していただきました。契約締結後の法令改正事項については、弊社として速やかに把握確認し、市に報告と対応の協議をすべきところでしたが、履行期間の延長が必要な結果となり、大変申し訳ありませんでした。

以上につきましては、令和6年11月12日に小金井市長様に弊社の担当取締役がご報告とお詫びをさせていただきました。貴市の工事発注スケジュールに影響の出ないように対処いたしますとともに、今後の業務においては体制を強化増員し対応してまいります。

以上